

議員提出第3号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成26年3月27日

提出者

足立区議会議員	くじらい	光	治
同	うすい	浩	一
同	新井	英	生
同	古性	重	則
同	鈴木	あきら	
同	吉岡		茂
同	長井	まさのり	
同	岡安	たかし	
同	たがた	直昭	
同	浅古	みつひさ	
同	金田		正

足立区議会議長 馬場信男 様

(提案理由)

区議会の情報開示に要する費用負担の規定を加えるほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

足立区議会情報公開条例（平成12年足立区条例第122号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の3項を加える。

6 開示請求に係る情報が著しく大量であるため、受理した日から60日以内にそのすべてについて第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第3項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に第1項の決定をすれば足りる。この場合において、議長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本項を適用する旨及びその理由

（2） 残りの情報について第1項の決定をする期限

7 開示請求者は、第1項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であって第3項の規定による期間の延長がされないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされない場合には、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、議長が開示の請求に係る情報について非開示決定をしたものとみなすことができる。

8 開示請求者は、第6項第2号の期限内に開示等の決定がされない場合には、議長が同項の残りの情報について非開示決定をしたものとみなすことができる。

第14条に次の2項を加える。

2 開示決定に基づき情報の開示を受ける者は、第12条第2項の規定による通知があった日から90日以内に当該開示決定に係る全ての情報の開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限り

でない。

- 3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないときは、当該情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、開示の請求に係る情報に非開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第15条第2項中「情報の」の次に「写しの交付については、」を加え、「費用は」を「費用を」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。